

香芝市産後ケア事業業務委託仕様書

1. 業務名

香芝市産後ケア事業業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

3. 目的

家族等から産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行うことで、育児不安の解消及び安心して子育てができる支援体制の確保を図るとともに、子どもの虐待の未然防止を目的とする。

4. 業務の概要

(1) 対象者

ア 香芝市内に住所を有する産後1年未満の母と乳児であって、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市が保健指導の観点から面談を行い、事業の利用が適切と認められたものとする。

(ア) 産後に母の心身の不調がある者

(イ) 育児等に不安があり、育児に関する相談、指導等の心理的支援が必要な者

(ウ) 家族等から産後の支援が得られない者

イ 前項の規定にかかわらず、市長が事業の利用対象者とする必要があると認めるときは、その者を利用対象者とすることができる。

ウ 前項ア・イの規定にかかわらず、次に掲げる者は、事業を利用することができない。

(ア) 感染性疾患に罹患している者

(イ) 入院又は加療を要する状態で、事業の利用に支障がある者

(受託事業者（以下、「事業者」という）において留意すべき事項)

・当事業の対象者には要件があり、その要件の確認及び決定は香芝市が行うため、利用できる前提で事業者から利用希望者に情報提供しないこと。

・自院で出産された方の入院継続を目的に、産後ケア事業を利用してはならない。

(2) 業務内容

ア 市との日程及びサービス内容についての調整

イ 利用者へのサービス提供開始前の説明及び必要な調整等

ウ 下記内容による支援

(ア) ショートステイ（宿泊型）

母子を宿泊させ、次に掲げる支援を実施する。

- a 産婦の身体的なケアおよび保健指導
- b 産婦の心理的ケア
- c 適切な授乳実施に向けた指導及びケア（乳房マッサージを含む）
- d 育児についての具体的な指導
- e 産婦に対する療養上の世話および育児のサポート等
- f その他必要な保健指導および情報提供

(イ) デイケア（通所型）

母子を日帰りで施設利用させ、前号 a から f までに掲げる支援を実施する。

- エ ショートステイ（宿泊型）及びデイケア（通所型）サービス利用者への食事の提供
- オ 自己負担額及び食事に要する経費の徴収と領収書の発行
- カ 実施結果報告書の作成
- キ 委託料の請求事務
 - 香芝市産後ケア事業実施結果報告書及び香芝市産後ケア事業委託料請求書を翌月 10 日までに、香芝市保健センターへ提出
- ク 利用希望者からの問い合わせへの対応

(3) 利用日数

事業の利用日数は、ショートステイ（宿泊型）及びデイケア（通所型）の利用日数を合算して7日を限度とする。この場合において、ショートステイ（宿泊型）の利用については、利用の初日及び最終日をそれぞれ1日とし、デイケア（通所型）の利用については、1回を1日とする。

5 事業実施に関する事項

- (1) 本事業は、香芝市産後ケア事業実施要綱に基づいて実施するものとし、関係法令を遵守すること。
- (2) 事業者は、香芝市保健センターと連携を図り、事業を実施すること。
- (3) 実施施設は、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第7条の4に規定する基準を満たすことができること。
- (4) 実施施設のうち、利用者の症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関との緊急時の対応について、あらかじめ文書で取り決めを行うこと。
- (5) 実施施設の食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (6) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して、利用者及び施設従事者の安全確保に努めること。
- (7) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出、

その他必要な訓練を実施すること。

- (8) 事業者は、産後ケア事業の提供に係る事故の発生に備え、賠償責任保険に加入していること。又は、契約後、事業開始前に速やかに加入すること。
- (9) 事業者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。
また、市へも速やかに報告すること。

6 再委託の禁止又は制限等

- (1) 事業者は事業の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 事業者は、事業を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において事業者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- (3) 事業者は、事業を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託させてはならない。

7 事故及び損害の責任

- (1) 事業者は、業務により生じた事故及び損害については、市に故意または重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。
- (2) 事業者は、事業により生じた事故等について、直ちに第一報を連絡し、その後書面により市に報告しなければならない。特に利用中の児の死亡等、重大事案が発生した時は、原則、事案が生じた当日に市に報告すること。

8 関係書類の取り扱いについて

- (1) 事業者は、事業の適正な実施を確保するため、事業に関する書類を整理し、事業実施年度の翌年度から通算して5年間保管しなければならない。
- (2) 事業者は、市から事業について調査や事項の報告を求められたときは、これに応じなければならない。

9 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、個人情報取扱特記事項、その他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

10 その他

契約および仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は双方協議のうえ定めるものとする。